

建物の解体工事に必要な主な手続き

担当部局

☆：〇〇〇〇県〇〇建設部

●：〇〇〇〇県〇〇環境部

□：〇〇〇〇労働基準監督署

各手続きの詳細については裏面を参照

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕

建設リサイクル法

- 元請業者から発注者への説明
- 工事の届出（7日前まで）☆
- 下請業者への届出事項の告知
- 工事現場における商号、名称等に関する標識の掲示
- 適切な技術管理者の配置

◎注意!

家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

（廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります）

- 分別解体等の実施
- 特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

- 元請業者による再資源化の完了に関する記録の作成
- 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

その他関係法令

- 特定元方事業者事業開始報告《安衛則》□
- 安全に係る作業計画の策定等《安衛則》□
- 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者/コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任《安衛則》□
- 建物除却届《建築基準法》☆
- アスベスト(石綿)含有建材の事前調査《石綿則》□《大防法》●
- フロン製品(第一種特定製品)の有無の確認《フロン法》
- 発注者への説明
 - ・アスベスト(石綿)含有建材の有無《大防法》●
 - ・フロン製品(第一種特定製品)の有無《フロン法》●
- 石綿あり/なしなどの掲示《大防法、石綿則》□●

《アスベスト(石綿)含有建材があった場合》

- アスベスト(石綿)工事の計画書(開始14日前まで)《安衛則、石綿則》□
- 特定粉じん排出等作業実施届(開始14日まで等)《大防法》●
- 石綿作業主任者の選任《石綿則》□
- 石綿特別教育の実施《石綿則》□

《アスベスト(石綿)含有建材があった場合

- 作業内容などの掲示《大防法、厚労省通知》□
- 作業基準(作業場の隔離、集じん・排気装置の設置等)の遵守《大防法、石綿則》□
- 石綿作業主任者の石綿作業中の常駐《石綿則》□

《フロン製品があった場合》

- (第一種特定製品廃棄等実施者から交付された)委託確認書の第一種フロン類充填回収業者への回付等《フロン法》●

※第一種フロン類充填回収業者からの引取証明書については3年保存

- 石綿作業実施記録の作成《石綿則》□

※石綿業務への雇入れ又は石綿業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、石綿健康診断の実施が必要《石綿則》□

着手前

解体中

完了後

各法令の正式名称

○建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
○石綿則：石綿障害予防規則
○大防法：大気汚染防止法

○フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
○安衛則：労働安全衛生規則

各手続きの詳細について

○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法

検索

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

問い合わせ先：各都道府県（建設リサイクル担当）

○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

問い合わせ先：各労働基準監督署（安全衛生担当）

○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事

検索

概要HPアドレス（石綿パンフレット等）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

問い合わせ先：各都道府県（環境部）

○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

問い合わせ先：各都道府県（フロン排出抑制担当）